

はじめに 「いじめ防止基本方針策定の経緯」「全校体制での組織的な取組」「社会総がかりの取組」

第1部 いじめ防止のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

- (1) 定義 「①一定の人的関係にある他の児童等が行う」「②心理的又は物理的な影響を与える行為」「③心身の苦痛を感じているもの」「3段階の分類」「具体的ないじめの態様」
- (2) 特徴及び構造 「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめの4層構造」

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止 「児童等は、いじめを行ってはならない(法第4条)」「山口県人権推進指針に基づく、一人ひとりを大切にする教育の推進」「県民全体に向けた普及啓発」
- (2) いじめの早期発見・早期対応 「見えにくいいじめへの危機意識」「組織体制の整備」
- (3) 家庭・地域との連携 「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制の構築」
- (4) 関係機関等との連携 「学校・関係機関・教育機関等との情報共有体制の構築」

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために町が実施する施策

- (1) 「和木町いじめ問題対策協議会」の設置 「臨床心理士、社会福祉士、学校関係者、町長部局関係課、町教委からなる協議会」
- (2) 「いじめ問題調査委員会」の設置 「学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員等の第三者等で構成」
- (3) いじめの防止等に係る施策の推進 「人材の確保及び生徒指導体制の充実」「いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知」「学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実」「教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実」「インターネットや携帯電話等を利用したいじめの防止等への支援」「いじめに関する調査研究等の実施」「学校相互間の連携協力体制充実・強化」「いじめ防止・根絶強調月間の取組」「道徳教育、体験活動等の推進」「学校評価の留意点」「教職員評価の留意点」「学校運営改善の支援」
- (4) いじめの防止等のための財政上の措置

2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
- (3) 人権が尊重された学校づくり
- (4) 豊かな心を育む教育の推進 「学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組」「規範意識の醸成に向けた取組」「他者への思いやりや社会性を育む取組」
- (5) いじめの防止等に関する措置 「早期発見」「早期対応」

3 重大事態への対応

- (1) 重大事態の判断及び報告
- (2) 重大事態の調査 「①調査の主体の設定」「②調査の趣旨」「③調査の組織」「④調査結果の報告及び提供」「自殺の背景調査について」
- (3) 再調査及び措置等
- (4) 留意事項

第2部 本校におけるいじめ防止等のための具体的な対応

I 学校が行う具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化 「教職員の資質能力の向上」「生徒指導部会等の在り方」「教育相談の充実」「生徒の行動観察」「生徒理解」「家庭・地域との連携」「校種間連携の一層の促進」「教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備」
- (2) 学校の教育活動を通じた取組 「各教科・総合的な学習の時間」「道徳」「特別活動等」
- (3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
- (4) 学校評価による評価・検証・改善
- (5) 家庭・地域との連携 「家庭との連携」「地域との連携」「日常の取組の情報発信」

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- (1) 校内指導体制の確立 「複数の教職員による指導体制づくり」「教育相談担当教員・養護教諭の役割」
- (2) 具体的な取組 「いじめられている生徒のサインを見逃さないための取組」「信頼感に基づいた教育相談活動」「ふれあいの時間を増やす工夫」「研修の充実」「相談窓口の周知」
- (3) 家庭・地域との連携 「家庭との連携」「地域との連携」

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- (1) 学校の体制づくり 「いじめを認知した場合の役割分担と対応例」
- (2) 対応する上での留意点 「いじめられている生徒・保護者への対応」「いじている生徒・保護者への対応」「周りの生徒・保護者への対応」「臨時保護者会の開催」「いじめのアフターケア」
- (3) 教育相談の在り方 「いじめられている生徒に対する教育相談」「いじている生徒に対する教育相談」
- (4) インターネット上や携帯電話等を利用したいじめへの対応 「初期対応」「関係機関との連携」「被害拡大の防止」
- (5) 保護者との連携 「いじめられている生徒の保護者への対応」「いじている生徒の保護者への対応」「臨時保護者会を開催する場合の留意点」
- (6) 地域・関係機関との連携 「学校と地域との連携」「学校と関係機関との連携」

4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

- (1) 重大事態の判断
- (2) 重大事態への対応 「いじめられている生徒への対応」「いじている生徒への対応」
- (3) 学校による調査・留意事項
- (4) 調査に当たっての留意事項